

# 鹿 児 島 県 公 報

平成26年 3 月 7 日（金）第2988号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 告 示

- 私立学校の廃止の認可 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 救急病院等の認定 (3件) (地域医療整備課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (社会福祉課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (4件) (社会福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (2件) (障害福祉課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (2件) (障害福祉課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2件) (障害福祉課取扱い) 5
- 争議行為の予告 (雇用労政課取扱い) 5
- 県営土地改良事業の換地計画の決定 (2件) (農地整備課取扱い) 6
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課取扱い) 6
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (2件) (都市計画課取扱い) 7

### 公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (11件) (商工政策課取扱い) 7
- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (管財課取扱い) 11
- 一般競争入札公告 (管財課取扱い) 12
- 落札者等の公告 (3件) (管財課取扱い) 14
- (かごしま県民交流センター取扱い) 14
- (歴史資料センター黎明館取扱い) 15
- 一般競争入札公告 (7件) (県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い) 15
- (県立大島病院取扱い) 19
- (県立始良病院取扱い) 23
- (県立薩南病院取扱い) 25
- (県立北薩病院取扱い) 27

## 告 示

### 鹿児島県告示第200号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、私立学校の廃止を次のとおり認可した。

平成26年 3 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	位 置	設置者	認可年月日	廃止期日
万世幼稚園	南さつま市加世田唐仁原6039	学校法人	平成26年	平成26年

番地	慈光学園	2月25日	2月25日
----	------	-------	-------

**鹿児島県告示第201号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成26年 3 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
鹿児島赤十字病院	鹿児島市平川町2545番地

## 2 認定の有効期限

平成29年 2 月28日

**鹿児島県告示第202号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成26年 3 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
池田病院	鹿児島市西田一丁目4番1号

## 2 認定の有効期限

平成29年 3 月6日

**鹿児島県告示第203号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成26年 3 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
鹿児島通信病院	鹿児島市下伊敷一丁目12番1号

## 2 認定の有効期限

平成29年 2 月24日

**鹿児島県告示第204号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年 3 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
いわつぼ耳鼻咽喉科	始良市西餅田118-2	平成25年 9 月30日
なかむら小児科	始良市加治木町仮屋町4番地2	平成25年 9 月30日
D・ML名瀬調剤薬局	奄美市名瀬末広町18-13アクサ 奄美大島ビル3F	平成25年10月 1 日
隼人クリニック	霧島市隼人町真孝870番地3	平成25年10月 1 日
田中眼科医院	始良市宮島町38-6	平成25年 9 月30日

## 鹿児島県告示第205号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 3 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
ちやえん歯科	出水市六月田町567番地1	平成25年10月16日
いわつぼ耳鼻咽喉科・めまいクリニック	始良市西餅田118-2	平成25年10月1日
m y 薬局さつま	薩摩郡さつま町船木2323-1	平成25年10月1日
なかむら小児科	始良市加治木町仮屋町4番地2	平成25年10月1日
隼人クリニック	霧島市隼人町真孝870番地3	平成25年10月1日
そうごう薬局隼人店	霧島市隼人町住吉1353-7	平成25年10月1日
田中眼科	始良市宮島町20-4	平成25年10月1日

## 鹿児島県告示第206号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 3 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

訪問看護ステーション及び老人訪問看護ステーション		指定年月日
名 称	所 在 地	
ネリヤ訪問ステーション	奄美市名瀬和光町31番地14	平成25年6月1日

## 鹿児島県告示第207号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成26年 3 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
遠藤誠	えんどう鍼灸マッサージ治療院 西之表市西之表14124-93	平成25年10月1日

## 鹿児島県告示第208号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成26年 3 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
今吉昭博	ほっと整骨院 霧島市牧園町宿窪田2095-1	平成25年 9 月 1 日
長濱洋成	ながはま整骨院 垂水市潮彩町三丁目14-3	平成25年 9 月 24 日
榎原大樹	榎原整骨院 鹿屋市横山町1955-4	平成25年 8 月 1 日

## 鹿児島県告示第209号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成26年 3 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		辞退年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
南大隅町立大泊へき地出張診療所	肝属郡南大隅町佐多馬籠932番地1	平成26年 2月24日	精神通院医療
南大隅町立郡へき地出張診療所	肝属郡南大隅町佐多郡1963番地1	平成26年 2月24日	精神通院医療
鹿児島医療生活協同組合吉野生協クリニック	鹿児島市吉野町2381-52	平成26年 2月28日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第210号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成26年 3 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		辞退年月日	自立支援医療の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社クリニカルパソロジーラボラトリー	鹿児島市城山二丁目23番75号	鹿屋パソラボ訪問看護ステーション	鹿屋市西原三丁目7番39号	平成26年 3月31日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第211号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年 3 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
かごしま高岡病院	鹿児島市西千石町14番12	平成26年 3月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第212号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年3月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
しらかわ薬局与次郎店	鹿児島市与次郎1-3-10	平成26年 3月1日	精神通院医療
東千石調剤薬局	鹿児島市東千石町4-17	平成26年 3月1日	精神通院医療
さつま薬局	薩摩川内市御陵下町2650番地 3	平成26年 3月1日	精神通院医療
うさぎ薬局	薩摩郡さつま町宮之城屋地 1531-5	平成26年 3月1日	精神通院医療

### 鹿児島県告示第213号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成26年3月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 又 は 診 療 所		更 新 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
野井倉内科クリニック	鹿児島市紫原四丁目32番20号	平成26年 3月1日	精神通院医療
医療法人大成会大庭医院	霧島市牧園町宿窪田941-1	平成26年 3月1日	精神通院医療

### 鹿児島県告示第214号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成26年3月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更 新 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
株式会社薬師堂薬局	鹿児島市城西一丁目16-3	平成26年 3月1日	精神通院医療
有限会社カンナ薬局	鹿児島市小松原一丁目40番5 号	平成26年 3月1日	精神通院医療
はぐくみ薬局	鹿児島市東谷山二丁目40番16 号	平成26年 3月1日	精神通院医療
ひとみ薬局	鹿屋市寿四丁目14番13号	平成26年 3月1日	精神通院医療
すえひろ調剤薬局	奄美市名瀬末広町1番9号1 F	平成26年 3月1日	精神通院医療

### 鹿児島県告示第215号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成26年2月26日付けをもって、鹿児島県医療労働組合連合会執行委員長東郷花から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成26年3月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 事件

- (1) 賃上げ及び一時金
- (2) 大幅増員、夜勤制限、労働時間短縮など、労働条件の抜本的改善

## 2 争議行為の日時

平成26年 3 月13日 (木) 午前 8 時以降、問題の完全解決の日まで

## 3 争議行為の場所

鹿児島医療生活協同組合の経営する事業所（鹿児島市、霧島市及び南九州市）及び奄美医療生活協同組合の経営する事業所（奄美市、瀬戸内町、徳之島町及び天城町）

## 4 争議行為の概要

上記の場所において、全体的又は部分的に、あるいは断続的に、あらゆる形の争議行為を行う。

**鹿児島県告示第216号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備柏原地区川口換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年 3 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 縦覧書類の名称

換地計画書の写し

## 2 縦覧期間

平成26年 3 月10日から同年 4 月 7 日まで

## 3 縦覧場所

さつま町鶴田支所鶴田耕地林務係

**鹿児島県告示第217号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備宮之城地区田原換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年 3 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 縦覧書類の名称

換地計画書の写し

## 2 縦覧期間

平成26年 3 月10日から同年 4 月 7 日まで

## 3 縦覧場所

さつま町役場耕地林業課

**鹿児島県告示第218号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年 3 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域 の 名 称	区	域
-----------	---	---

松ヶ迫中地区	次に掲げる標柱の1号から6号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と6号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域
標柱	標柱の所在地
1号	鹿屋市新生町10301番1
2号	鹿屋市新生町10400番43
3号 4号	鹿屋市新生町10403番4
5号 6号	鹿屋市新生町10400番4

**鹿児島県告示第219号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 3 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称  
曾於市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 末吉都市計画下水道事業
  - (2) 名称 曾於公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成9年11月19日から平成28年3月31日まで（変更前平成26年3月31日まで）
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

**鹿児島県告示第220号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 3 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称  
奄美市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 名瀬都市計画下水道事業
  - (2) 名称 奄美市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和52年3月7日から平成28年3月31日まで（変更前平成26年3月31日まで）
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

## 公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により指宿市長から次のとおり意見を聴取したので，当該意見を平成26年3月7日から1月間，鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 3 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンキュー北指宿店  
指宿市西方字石ヶ崎1463番地 1 外14筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法附則第 5 条第 1 項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成25年 9 月30日
- 3 意見の概要  
近隣住民への騒音の影響を十分注意し、生活環境を損なわないようにすること。

.....  
大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により指宿市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年 3 月 7 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 3 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
タイヨー指宿店  
指宿市湊一丁目10番17号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第 6 条第 2 項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成25年 9 月30日
- 3 意見の概要  
近隣住民への騒音の影響を十分注意し、生活環境を損なわないようにすること。

.....  
大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により始良市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年 3 月 7 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 3 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグストアモリ加治木店  
始良市加治木町反土1404番 1 外 9 筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第 6 条第 1 項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成25年10月 3 日
- 3 意見の概要  
意見なし

.....  
大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により霧島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年 3 月 7 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 3 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

- (仮称) ドラッグストアモリ霧島剣之宇都店  
霧島市国分剣之宇都町 9 番 3 外14筆
- 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第 6 条第 1 項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成25年10月 3 日
  - 意見の概要  
特に無し。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により霧島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年 3 月 7 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 3 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグストアモリ国分福島店  
霧島市国分福島1528番 1 外 4 筆
- 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第 6 条第 1 項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成25年10月 3 日
- 意見の概要  
特に無し。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により鹿屋市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年 3 月 7 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 3 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグストアモリ鹿屋寿店  
鹿屋市寿四丁目722番 1 外 3 筆
- 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第 6 条第 1 項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成25年10月 3 日
- 意見の概要  
特になし

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により垂水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年 3 月 7 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 3 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグストアモリ垂水店  
垂水市潮彩町二丁目 1 番 1 外 1 筆
- 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第 6 条第 1 項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成25年10月3日

3 意見の概要

社名変更によるものなので、特に支障はない。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年3月7日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年3月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアモリ川内宮内店  
薩摩川内市宮内町2266 外7筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成25年10月3日

3 意見の概要

当市として、異議はありません。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により伊佐市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年3月7日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年3月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアモリ大口店  
伊佐市大口里708 外8筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成25年10月3日

3 意見の概要

本件は、小売業者の名称の変更による届出であるので、付すべき意見はありません。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により中種子町長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年3月7日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び熊毛支庁総務企画部において縦覧に供する。

平成26年3月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアモリ中種子店  
熊毛郡中種子町野間16495番11

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成25年10月3日

3 意見の概要

特に意見はありません。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年3月7日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年3月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグストアモリ東開店  
鹿児島市東開町4番17
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成25年10月3日
- 3 意見の概要  
本市意見は特にありません。

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成26年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成26年3月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 調達をする特定役務の種類
  - (1) システム開発業務（システム開発及びプログラム作成）
  - (2) コンピュータ関連保守業務（パソコンの保守及びシステムの保守管理）
  - (3) O A機器賃貸業務（O A機器の賃貸）
  - (4) 旅客運送業務（スクールバスの運行）
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当すること。  
なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
  - (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等  
資格審査要綱第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者以外の者で入札に参加しようとするものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
  - (1) 申請の方法  
資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。
  - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

- (3) 申請書類の受付期間  
平成26年 3 月 7 日から同月18日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分までとする。  
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査を受けることができない者  
資格審査要綱第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
- (5) 入札参加資格審査結果の通知  
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格を有すると決定された日から平成27年12月31日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法  
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....  
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年 3 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
建築物の清掃サービス（鹿児島県行政庁舎の清掃業務） 一式
- (2) 調達をする役務の特質等  
入札説明書による。
- (3) 履行期間  
平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで
- (4) 履行場所  
鹿児島県行政庁舎
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 2 年鹿児島県告示第 302号）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本県内に本社を有する者であること。
- (4) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から本役務の調達落札決定の日までの間に、物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第 3 条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね 1 時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
- (6) 業務開始時において、所要の責任者及び清掃作業従事者の確保並びに機械器具の配備が可能であると認められる者であること。
- (7) 1 の(1)の清掃業務に従事する常用の従業員を10人以上有し、かつ、そのうちに清掃業務に 2 年以上の経験を有する者を 6 人以上配置することが可能であると認められる者である

こと。

- (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定でビルクリーニングに係るものに合格した者を1人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (9) 1の(1)の清掃業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

### 3 入札の方法等

#### (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年3月26日午後3時30分

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）1-A-2会議室  
鹿児島市鴨池新町10番1号

#### (3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㍑) 交付場所 鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町10番1号

(㍒) 交付期限 平成26年3月17日午後5時15分

### 4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

### 5 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

#### (2) 契約保証金

免除する。

### 6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認められた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で申込みをした者は、失格とする。
- 8 最低制限価格  
設定する。
- 9 契約書案の提出  
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3798
- 11 その他  
(1) この入札は、この調達に係る平成26年度予算が成立しないときは実施しない。  
(2) この入札に係る契約は、平成26年4月1日に確定する。

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。  
平成26年3月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
鹿児島県庁舎で使用する電気  
年間予想使用電力量 13,400,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- 3 落札者を決定した日  
平成26年2月19日
- 4 落札者の氏名及び住所  
丸紅株式会社  
東京都千代田区大手町一丁目4番2号
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 196,923,603円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成26年1月7日

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。  
平成26年3月7日

かごしま県民交流センター副館長 上加世田純一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
かごしま県民交流センターで使用する電気  
年間予想使用電力量 2,969,000キロワットアワー

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
かごしま県民交流センター県民交流課  
鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816
- 3 落札者を決定した日  
平成26年 2 月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
丸紅株式会社  
東京都千代田区大手町一丁目 4 番 2 号
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 52,002,540円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成26年 1 月10日

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年 3 月 7 日

鹿児島県歴史資料センター黎明館副館長 松山美朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
鹿児島県歴史資料センター黎明館で使用する電気  
年間予想使用電力量 1,132,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県歴史資料センター黎明館総務課  
鹿児島市城山町 7 番 2 号 郵便番号 892-0853
- 3 落札者を決定した日  
平成26年 2 月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
イーレックス株式会社  
東京都中央区日本橋本石町三丁目 3 番14号
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 22,940,111円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成26年 1 月10日

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年 3 月 7 日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 日高史郎

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称  
建築物の清掃サービス（県民健康プラザ鹿屋医療センター（第 1 区）の清掃業務）
  - (2) 調達をする役務の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 履行期間  
平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで
  - (4) 履行場所

県民健康プラザ鹿屋医療センター（第1区）

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するもので、本県内に本社を有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (4) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあっては、営業再開後2年を経過している者であること。
- (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
- (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
- (7) 清掃業務に従事する常用の従業員を5人以上有し、当該業務に2年以上の経験を有する作業員を3人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定でビルクリーニングに係るものに合格した者を配置することが可能であると認められるものであること。
- (9) 当該業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年3月27日午前10時

イ 場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター講堂

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課

(イ) 交付期限 平成26年3月18日午後5時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金  
免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札  
(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札  
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札  
(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札  
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札  
(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
(7) 送付、電報又は電送の方法による入札  
(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札  
(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で申込みをした者は、失格とする。

8 最低制限価格  
設定する。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から4日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課  
鹿屋市礼元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013  
電話番号 0994-42-5101  
ファックス番号 0994-44-3944

11 その他

- (1) この入札は、この調達に係る平成26年度予算が成立しないときは実施しない。  
(2) この入札に係る契約は、平成26年4月1日に確定する。

.....  
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年3月7日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 日高史郎

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称  
建築物の清掃サービス（県民健康プラザ鹿屋医療センター（第2区）の清掃業務）  
(2) 調達をする役務の特質等  
入札説明書による。  
(3) 履行期間  
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

- (4) 履行場所  
県民健康プラザ鹿屋医療センター（第2区）
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するもので、本県内に本社を有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (4) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあっては、営業再開後2年を経過している者であること。
- (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
- (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
- (7) 清掃業務に従事する常用の従業員を5人以上有し、当該業務に2年以上の経験を有する作業員を3人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定でビルクリーニングに係るものに合格した者を配置することが可能であると認められるものであること。
- (9) 当該業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成26年3月27日午前10時30分  
イ 場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター講堂
- (3) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
（ア）交付場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課  
（イ）交付期限 平成26年3月18日午後5時
- 4 契約条項を示す場所及び期限  
3の(3)のイに同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提

出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金  
免除する。

#### 6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札  
(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札  
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札  
(4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札  
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札  
(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
(7) 送付，電報又は電送の方法による入札  
(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札  
(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

#### 8 最低制限価格 設定する。

#### 9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から4日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

#### 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課  
鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013  
電話番号 0994-42-5101  
ファックス番号 0994-44-3944

#### 11 その他

- (1) この入札は、この調達に係る平成26年度予算が成立しないときは実施しない。  
(2) この入札に係る契約は、平成26年4月1日に確定する。

.....

#### 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年3月7日

県立大島病院長 眞田純一

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称  
建築物の清掃サービス（県立大島病院（第1区）の清掃業務）  
(2) 調達をする役務の特質等  
入札説明書による。  
(3) 履行期間

平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

(4) 履行場所

県立大島病院（第1区）

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するもので、本県内に本社を有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (4) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあっては、営業再開後2年を経過している者であること。
- (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
- (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
- (7) 清掃業務に従事する常用の従業員を6人以上有し、当該業務に2年以上の経験を有する作業員を4人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定でビルクリーニングに係るものに合格した者を配置することが可能であると認められるものであること。
- (9) 当該業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年 3 月27日午後 1 時30分

イ 場所 県立大島病院研究室

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㍑) 交付場所 県立大島病院経営課会計係

(㍒) 交付期限 平成26年 3 月17日午後 5 時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を

被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金  
免除する。

## 6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札  
(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札  
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札  
(4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札  
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札  
(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
(7) 送付，電報又は電送の方法による入札  
(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札  
(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

## 8 最低制限価格 設定する。

## 9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から4日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立大島病院経営課会計係  
奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015  
電話番号 0997-52-3611  
ファックス番号 0997-52-9957

## 11 その他

- (1) この入札は、この調達に係る平成26年度予算が成立しないときは実施しない。  
(2) この入札に係る契約は、平成26年4月1日に確定する。

### 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年3月7日

県立大島病院長 眞田純一

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称  
建築物の清掃サービス（県立大島病院（第2区）の清掃業務）  
(2) 調達をする役務の特質等  
入札説明書による。

- (3) 履行期間  
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (4) 履行場所  
県立大島病院（第2区）
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するもので、本県内に本社を有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (4) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあっては、営業再開後2年を経過している者であること。
- (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
- (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
- (7) 清掃業務に従事する常用の従業員を6人以上有し、当該業務に2年以上の経験を有する作業員を4人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定でビルクリーニングに係るものに合格した者を配置することが可能であると認められるものであること。
- (9) 当該業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成26年3月27日午後1時30分  
イ 場所 県立大島病院研究室
- (3) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
（ア）交付場所 県立大島病院経営課会計係  
（イ）交付期限 平成26年3月17日午後5時
- 4 契約条項を示す場所及び期限  
3の(3)のイに同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金  
免除する。

## 6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札  
(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札  
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札  
(4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札  
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札  
(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
(7) 送付，電報又は電送の方法による入札  
(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札  
(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

- 8 最低制限価格  
設定する。

## 9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から4日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立大島病院経営課会計係  
奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015  
電話番号 0997-52-3611  
ファックス番号 0997-52-9957

## 11 その他

- (1) この入札は、この調達に係る平成26年度予算が成立しないときは実施しない。  
(2) この入札に係る契約は、平成26年4月1日に確定する。

.....

### 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年3月7日

県立始良病院長 山畑良蔵

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称  
建築物の清掃サービス（県立始良病院及び地域交流センターの清掃業務）  
(2) 調達をする役務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

(4) 履行場所

県立始良病院及び地域交流センター

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 2 年鹿児島県告示第 302号）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するもので、本県内に本社を有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。

(4) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあっては、営業再開後 2 年を経過している者であること。

(5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第 9 条の15に規定する基準を満たす者であること。

(6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね 1 時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。

(7) 清掃業務に従事する常用の従業員を10人以上有し、当該業務に 2 年以上の経験を有する作業員を 6 人以上配置することが可能であると認められる者であること。

(8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第 1 項に規定する技能検定でビルクリーニングに係るものに合格した者を配置することが可能であると認められるものであること。

(9) 当該業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年 3 月27日午前10時

イ 場所 県立始良病院第一会議室（2階）

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㍑) 交付場所 県立始良病院総務課

(㍑) 交付期限 平成26年 3 月20日午後 5 時

4 契約条項を示す場所及び期限

3 の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金  
免除する。

## 6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

## 8 最低制限価格 設定する。

## 9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から4日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立始良病院総務課  
始良市平松6067番地 郵便番号 899-5652  
電話番号 0995-65-3138  
ファックス番号 0995-65-8044

## 11 その他

- (1) この入札は、この調達に係る平成26年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は、平成26年4月1日に確定する。

### 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年3月7日

県立薩南病院長 古川重治

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称  
建築物の清掃サービス（県立薩南病院の清掃業務）

- (2) 調達をする役務の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 履行期間  
平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで
  - (4) 履行場所  
県立薩南病院
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 2 年鹿児島県告示第 302号）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するもので、本県内に本社を有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
  - (4) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあっては、営業再開後 2 年を経過している者であること。
  - (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第 9 条の15に規定する基準を満たす者であること。
  - (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね 1 時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
  - (7) 清掃業務に従事する常用の従業員を10人以上有し、当該業務に 2 年以上の経験を有する作業員を 6 人以上配置することが可能であると認められる者であること。
  - (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第 1 項に規定する技能検定でビルクリーニングに係るものに合格した者を配置することが可能であると認められるものであること。
  - (9) 当該業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成26年 3 月27日午後 2 時  
イ 場所 県立薩南病院大会議室（2 階）
  - (3) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
㊦ 交付場所 県立薩南病院総務課  
㊧ 交付期限 平成26年 3 月18日午後 5 時
- 4 契約条項を示す場所及び期限  
3 の(3)のイに同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するとき

は、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

8 最低制限価格

設定する。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から4日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立薩南病院総務課

南さつま市加世田高橋1968番地4 郵便番号 897-1123

電話番号 0993-53-5300

ファックス番号 0993-53-6764

11 その他

(1) この入札は、この調達に係る平成26年度予算が成立しないときは実施しない。

(2) この入札に係る契約は、平成26年4月1日に確定する。

.....  
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年3月7日

県立北薩病院長 小寺 顕一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称

建築物の清掃サービス（県立北薩病院の清掃業務）

(2) 調達をする役務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

(4) 履行場所

県立北薩病院

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 2 年鹿児島県告示第 302号）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するもので、本県内に本社を有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。

(4) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあっては、営業再開後 2 年を経過している者であること。

(5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第 9 条の15に規定する基準を満たす者であること。

(6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね 1 時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。

(7) 清掃業務に従事する常用の従業員を10人以上有し、当該業務に 2 年以上の経験を有する作業員を 6 人以上配置することが可能であると認められる者であること。

(8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第 1 項に規定する技能検定でビルクリーニングに係るものに合格した者を配置することが可能であると認められるものであること。

(9) 当該業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年 3 月26日午後 3 時

イ 場所 県立北薩病院講堂（2 階）

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 県立北薩病院総務課

(イ) 交付期限 平成26年 3 月20日午後 5 時

4 契約条項を示す場所及び期限

3 の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説

明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金  
免除する。

#### 6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

8 最低制限価格  
設定する。

#### 9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

#### 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立北薩病院総務課

伊佐市大口宮人502番地4 郵便番号 895-2526

電話番号 0995-22-8511

ファックス番号 0995-22-6783

#### 11 その他

- (1) この入札は、この調達に係る平成26年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は、平成26年4月1日に確定する。